

各種相談案内

生活の中で疑問に思っていること、相談したいと思っていることはありませんか？
市では、生活や法律、教育や健康などの各種相談を行っています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

市のホームページからご覧いただけます

北本市 相談窓口

検索

<http://www.city.kitamoto.saitama.jp/>

※相談日が祝祭日はお休みの場合があります。

相談日 12月8日～平成25年1月7日

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談(国や県等への要望や苦情についての相談)	12月26日(水) 10:00～12:00	市役所 第1相談室	市民課市民相談担当 (☎594-5529)
法律相談(予約制)	毎週水曜日・金曜日 13:30～16:20	市民課市民相談担当(☎594-5529)	
市民相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00		
消費生活相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00		
女性相談(女性相談員によるカウンセリング・予約制)	12月10日(月)・19日(水)、平成25年1月9日(水) 10:00～15:00(1人50分)	協働推進課人権推進・男女共同参画担当 (☎594-5507)	
教育相談	毎週月～金曜日 9:00～16:30	教育センター(☎591-2176)	
ことばの相談(就学児対象)	毎週火・木曜日 9:00～17:00		
緑のなんでも相談	平成25年1月7日(月) 10:00～12:00	総合公園管理事務所(☎592-4050)	
子どもの相談(ことば、しつけ等)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	こども課子育て支援担当(☎594-5537)	
障がい者支援相談(予約制)	12月11日(火) 10:00～15:00(精神)	かがやきの郷相談室	障がい者福祉課相談支援担当 (☎594-5535)
	12月21日(金) 10:00～15:00(身障・知的・精神)	総合福祉センター	
心配ごと相談	毎週水曜日 10:00～15:00(平成25年1月2日を除く)	総合福祉センター	社会福祉協議会(☎593-2961)
結婚相談	12月15日(土) 10:00～15:00(受付は14:30まで)		
ボランティア相談	12月21日(金) 13:30～15:30 平成25年1月5日(土) 10:00～12:00		
内職相談	毎週火・金曜日 13:00～16:00	勤労福祉センター	内職相談室(☎591-8551)
住宅増改築(新築)・リフォーム相談	12月22日(土)、平成25年1月5日(土) 9:00～12:00	市役所 第1相談室	産業観光課商工労政担当 (☎594-5530)
職業相談・雇用相談(予約制)	毎週水曜日 10:00～12:00 毎週木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	勤労福祉センター内 北本市 無料職業紹介所	産業観光課商工労政担当 (☎594-5530) ※前日までにお申し込みください
健康・生活相談	12月17日(月) 9:30～12:00	健康増進センター(☎591-8251)	

暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれ⑨

■「自宅を担保にして、年金が貰えます!」の誘いにご注意!

他市の消費生活センターから次のような情報が寄せられました。ご注意ください。

年金関係を名乗る業者から「現在住んでいる持ち家を担保にすれば年金を支給する。家にはずっと住め、死亡後に土地や家を名義変更する」と電話があった。行政でリバース・モーゲージの制度があることは知っていたので資料を取り寄せた。しかし、それは「民間会社」が実施しているもので、不動産を担保にするのではなく、所有権を移転させる売買契約だった。

※リバース・モーゲージ制度とは、高齢者が自宅に住みながら持ち家を担保に金融機関や自治体等から生活資金を借りて、毎月年金という形で受け取る。死亡もしくは契約終了時にその持ち家を売却、処分するなどして借入金や利息を一括返済する制度。

○この契約は、リバース・モーゲージではなく、不動産

の売買契約なので、契約後すぐに所有権は事業者へ移転してしまいます。

○契約の途中で事業者と連絡が取れなくなったり、事業者が倒産した場合、受け取れるはずの年金が支払われず、不動産も人手に渡っており、住むところがなくなります。この場合、被害の回復は困難です。

不審に思ったら、すぐに消費生活センターにご相談ください。

相談窓口

●北本市消費生活センター(電話でのご相談も受け付けます)

毎週月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 10:00～12:00、13:00～16:00(市民課市民相談担当 ☎594-5529)

●埼玉県消費生活支援センター

毎週月～土曜日(祝日、年末年始を除く) 9:30～16:00(☎048-261-0999)

●全国消費生活相談員協会「週末電話相談」毎週土・日曜日 10:00～12:00、13:00～16:00(☎03-3448-1409)

セーフコミュニティきたもと Vol.05

セーフコミュニティとは…

「ケガやそれを引き起こす事故は偶然に起こるものではなく、予防することができる」という理念のもと、行政・地域・警察・家庭・学校などすべての関係者が分野横断的に連携・協働して安心安全に暮らすことのできるまちづくりを進めていくことです。



☎ 協働推進課セーフコミュニティ担当 (☎594-5571)

セーフコミュニティ取組宣言の看板を設置しました

10月6日に、北本市全体でセーフコミュニティ活動に取り組むことを市民の皆さんに広く周知するため、セーフコミュニティ取組宣言の看板を市役所第1庁舎に設置しました。

今後も、多くの皆さんにセーフコミュニティ活動についてご理解・ご協力いただけるよう、普及啓発活動に力を入れていきます。



セーフコミュニティ取組宣言の看板

埼玉県警察本部へ協力要請を行いました

10月25日に北本市長がセーフコミュニティの認証取得に向けた支援について、埼玉県警察本部に協力要請を行いました。



生活安全部長へ協力要請

始めに埼玉県警察本部長へ協力要請を行い、続いて、埼玉県警察本部生活安全部長へ協力要請を行いました。

セーフコミュニティの取り組みは、安心・安全に向けた取り組みを進めている警察等の関係団体と連携することが必要となります。

北本あんぜん情報 第63号

年末の防犯対策をしましょう!

例年、年末になると、金融機関やコンビニなどを狙った強盗事件、女性、高齢者を狙ったひったくりや空き巣などが多発する傾向があります。

北本市内の今年9月末までの刑法犯認知件数は、611件(昨年同時比+17件)と増加し、特にオートバイ盗(昨年同期比+35件)とひったくり(昨年同期比+11件)が急増しています。

また、県内では振り込め詐欺が後を絶ちません。「携帯番号が変わった」は詐欺です。留守番電話を活用したり、家族や警察に相談してください。

～振り込まない・本人以外にお金を渡さない～

■ひったくり防止対策

犯人は、後方から接近して、追い抜きざまにバッグなどを奪い取る事が多いです。後方から近づく自転車やオートバイには特に注意が必要です。

○歩行中バッグは車道と反対側にしっかりと持つ。斜めがけが有効。

○自転車の前カゴに防犯ネットを付けましょう。

■オートバイ盗対策(市内の被害特徴から～)

○戸建住宅や集合住宅等、自宅保管中の被害が7割以上!

○スクーター等(50cc以下)の被害が8割以上!

○二重ロックと犯人から見えない保管(カバーや自家用車の影)

防犯のまちづくり街頭キャンペーンを実施 ～犯罪のない安全・安心なまちを目指して～

去る10月22日午後6時から北本駅東西口にて、県議会、県央地域振興センター、鴻巣警察署、鴻巣地区地域安全推進連絡協議会北本支部、防犯ボランティア団体等の協力を得て、キャンペーンを実施しました。



e防メールサービスをご利用ください。
アドレス ebouhan@soho-salon.com

